

北海道食の安全及び食品表示監視等に関する協議会設置要領

1 趣旨

平成 19 年 6 月 20 日に発覚した「牛ミンチ」事案は国民の食の安全及び食品表示に関する信頼を大きく損なうものであり、本事案に関する農林水産省と北海道庁の調査結果による、平成 19 年 7 月 11 日の打合せの結果、両者で共通認識が得られた今後の「改善方策」に基づき、農林水産省と北海道の関係機関の情報交換の場を設けることとなった。

このため、北海道において広く関係行政機関を参集して食の安全及び食品表示等に関する定期情報交換会議（以下「定期会議」という。）を開催し、北海道における食の安全及び食品表示等に関する情報の交換・共有化を図ってきたところである。

今般、「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」において、不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で食品表示監視協議会を設置することとなったことから、定期会議を食品表示監視協議会に移行し、関係機関の間で一層の連携を図り、食の安全を確保するとともに、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応を図ることを目的に北海道食の安全及び食品表示監視等に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 構成行政機関

- (1) 協議会の構成行政機関は、別紙 1 のとおりとし、別紙 2 に掲げる行政機関をオブザーバーとして協議会への出席を求めることができる。
- (2) 協議会の構成員は、原則として、各構成行政機関の課長クラスとする。ただし、構成行政機関の担当責任者は協議会へ出席することができる。
- (3) 協議会は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員の出席を求めることができる。

3 会議運営等

(1) 開催時期

協議会の開催は毎月 1 回とする。なお、その内、2 回（原則として 4 月及び 10 月）については別紙 2 の行政機関の出席を求めることとする。

なお、これ以外に緊急の事案がある場合は、その都度該当関係機関を参集し、情報交換の場をもつことができる。

(2) 地域段階の協議会との合同開催

必要に応じて四半期毎に開催する石狩地区段階での協議会との合同開催ができる。

4 事務局等

- (1) 事務局は、農林水産省北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課に置く。
- (2) 各構成行政機関は、協議会に関する連絡窓口担当者を定めて事務局に登録する。

5 その他

本要領は、平成 20 年 4 月 22 日の協議会において制定する。

本要領の変更は、原則として協議会の議を経ることを要する。

平成 22 年 2 月 19 日の協議会において、構成行政機関（別紙 1）を一部改定。

平成 22 年 4 月 16 日の協議会において、会議運営等、及び構成行政機関（別紙 1）及びオブザーバー機関（別紙 2）を一部改定。

平成 23 年 5 月 27 日の協議会において、オブザーバー機関（別紙 2）を一部改定。

平成 23 年 9 月 16 日の協議会において、構成行政機関（別紙 1）を一部改定。

別紙 1

北海道食の安全及び食品表示監視等に関する協議会の構成機関

機 関 名	構 成 員	備 考
北海道 環境生活部くらし安全局消費者安全課	消費者安全課長	
〃 〃	消費問題対策担当課長	
〃 保健福祉部健康安全局	参事	
〃 農政部食の安全推進局食品政策課	連携推進担当課長	
北海道警察本部生活安全部生活経済課	生活経済課長	
札幌市 保健所食の安全推進課	食の安全推進課長	
〃 市民まちづくり局市民生活部 消費者センター	所長	
旭川市保健所衛生検査課	衛生検査課長	※
市立函館保健所生活衛生課	生活衛生課長	※
小樽市保健所生活衛生課	生活衛生課長	※
厚生労働省北海道厚生局健康福祉部食品衛生課	食品衛生課長	
独立行政法人農林水産消費安全技術センター 札幌センター 表示指導課	表示指導課長	
農林水産省北海道農政事務所消費・安全部 消費生活課	消費生活課長	
〃 安全管理課	安全管理課長	
〃 流通監視課	流通監視課長	
〃 表示・規格課	表示・規格課長	事務局

注) ※の機関については、通常は地区段階の会議への参加とする。

